

「生産性向上設備投資促進税制」のご紹介

「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入して生産性向上を図った場合に税制措置を受けられる制度が新設されました。

2014年1月20日から2017年3月31日の間に設備を取得等し、かつ、事業の用に供した設備が対象となります。A類型(先端設備)とB類型(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)の2つの方法があり、どちらかの確認等を受けた上で取得価額要件等を満たした場合に税制措置を受けられます。

詳細は、下記の資料をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

弊社では、A類型に該当する装置で発行可能な証明書は、以下の装置になります。
不明の場合は弊社まで、お問い合わせください。

◇検査装置

■ *Trinity*

LCC シリーズ、TCC シリーズ

(以下は申請中、2016年1月承認予定)

TLC4 シリーズ、TLC7 シリーズ、TLC9 シリーズ

■ Crossover

XLC4 シリーズ

■ フラップマルチ

CFL シリーズ

■ MERCY-touch



◇画像ファイリング装置

■ *Trinity Gallery*

ダックエンジニアリング株式会社

本社 〒601-8128 京都府京都市上鳥羽大柳町1番5号

TEL (075) 681-0133 FAX (075) 671-5049

大宮支店 〒330-0845 埼玉県さいたま市大宮区仲町3丁目13番地1 住友生命大宮第2ビル 1F

TEL (048) 631-2551 FAX (048) 631-2552